

「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領

令和2年3月25日付け林第1148号

一部改正：令和2年9月24日付け林第666号

一部改正：令和3年3月19日付け林第1269号

一部改正：令和4年3月24日付け林第1451号

第1章 総則

(趣旨)

第1 県産木材住宅利用促進事業の一事業として実施する「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度については、この要領の定めるところによる。

(制度の目的等)

第2 制度の目的、内容等は次に掲げるとおりとし、必要に応じて予算の範囲内で適切な運営が実施できる林業関係団体等に業務の一部を委託して実施するものとする。

(1) 制度の目的

県産木材を積極的に使用した木造建築物を設計・施工する建築士・工務店を、「しまねの木」活用建築士（以下「認定建築士」という。）及び「しまねの木」活用工務店（以下「認定工務店」という。）として認定し、県産木材を納材する製材工場とともにグループ化（以下「認定グループ」という。）することで、県産木材使用をさらに浸透させるための環境整備を図ることを目的とする。

(2) 対象制度

ア 「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度

県産木材を積極的に使用した木造建築物を設計・施工する建築士・工務店を対象に講習会を開催し、一定の条件を満たした修了者を認定工務店・建築士として認定する制度。

講習会の概要及び認定条件等は別紙1のとおり。

イ 「しまねの木」活用建築士・工務店ポイント制度

認定建築士・工務店を対象に、県産木材使用実績等に応じてポイントを交付し、獲得したポイント数に応じて知事が表彰し広報する制度。

ポイント交付の条件及び獲得数に応じた特典等は別紙2のとおり。

(用語の定義)

第3 当制度において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 「県産木材」とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」とする。

(2) 「住宅」とは、木造住宅（共同住宅等を含む）とする。ただし、一戸建て住宅は主要構造部が鉄骨造やコンクリート造等のものを含む。

(3) 「非住宅建築物」とは、主に居住（共同住宅等を除く）以外の用途に供せら

れる民間木造建築物とする。なお、国又は地方公共団体が整備する公共建築物及び、他から本事業と同趣旨の補助金交付を受けた公共建築物は除く。

- (4) 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を建てることをいう。
- (5) 「増改築」とは、増築又は改築をいう。
- (6) 「増築」とは、既存の建築物の床面積を10m²以上増加させることをいう。
- (7) 「改築」とは、既存の建築物の一部もしくは全部を除却し、これと用途、規模、構造がほぼ同じものを建てることをいう。
- (8) 「木工事」とは、構造材、造作材、その他木材製品の加工、組み立て、取り付けに関する工事のことをいう。
- (9) 「構造材」とは、通し柱、管柱、間柱、棟木、大引き、土台、母屋、束、垂木、筋違、根太、胴差、貫、梁、桁、及び構造用材として用いた合板とする。
- (10) 「造作材」とは、内法材（敷居、鴨居、長押）、床柱、押入れ材、床板、天井板、回り縁、内壁材、外壁材、その他造作材として一般的に使用する部材とする。
- (11) 「その他木材製品」とは、野縁、胴縁、野地板、破風・鼻隠し、広小舞・登り淀、杵材、階段部材、住宅に付随した設備（ウッドデッキ、木製フェンス等）、その他建築材料として一般的に使用される部材とする。なお、建具、家具は対象としない。
- (12) 「建築士」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条で規定される1級建築士、2級建築士及び木造建築士で、建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所に在籍している者とする。
- (13) 「工務店」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者又は建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者とする。

第2章 「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度

第4 認定建築士・工務店の認定を申請する者は、「しまねの木」活用建築士・工務店認定講習会（以下「認定講習会」という。）を受講後、速やかに認定申請書（様式第1-1、1-2号）を知事に提出しなければならない。

また、建築士は宣誓書（様式第2号）を、工務店はグループ申請書（様式第3号）を合わせて知事に提出しなければならない。

（認定通知・登録）

第5 知事は、講習会を修了し認定に値すると認められる者について、認定証（様式第4-1、4-2号）により通知するものとする。

なお、以下に該当する者については認定しない。

- (1) 各都道府県における都道府県税の滞納をしている者。

(2) 認定を申請する者及び認定を申請する者の所属する事務所等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び暴力団との関与があること。

(3) その他、法令を遵守することができない者。

2 知事は、認定建築士・工務店及び認定グループを認定建築士・工務店登録名簿（以下「登録名簿」という。）（様式第5-1、5-2号）に登録し、その一部について島根県ホームページで公表する。

（認定・公表期間）

第6 認定建築士・工務店の認定・公表期間は特に定めない。

（変更届）

第7 認定建築士・工務店は、認定内容に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第6号）を知事に届け出なければならない。

2 認定建築士・工務店は、グループの登録内容に変更が生じた場合、速やかに変更届（様式第7号）を知事に届け出なければならない。

3 知事は前項の届け出を受けた場合は、必要に応じて登録名簿を整備し、第5に準じて証明書を交付する。

（県産木材の使用実績及び使用見込み）

第8 認定工務店は木造住宅及び木造新築の非住宅建築物における県産木材使用状況について、5月15日までに、前年度の4月から3月までの県産木材の使用実績を県産木材使用状況報告書（様式第8号）により、また、11月1日までに当該年度の見込みについて県産木材使用状況見込（様式第8号の2）により知事に提出しなければならない。

（資格の取消）

第9 知事は、以下の者に対して認定を取り消し、取消通知書（様式第9号）により通知し、登録簿から削除するものとする。

(1) 認定工務店としての事業実績が2年間なかったとき。

なお、認定工務店としての事業実績とは、県産木材利用促進事業費補助金交付要綱（令和2年3月25日付け林第1149号）第2で定める「しまねの木」いきいき暮らし応援事業、または県産木材建築利用促進事業の補助申請実績もしくはこれらの事業の採択要件と同等の基準を満たす木造住宅または木造新築の非住宅建築物の施工実績とする。

(2) 第8で提出した県産木材使用実績において、前年度の4月から3月までの間に木造住宅が完了した木造住宅全てにおける、県産木材平均使用割合が2年続けて60%を下回ったとき。ただし、木造新築の非住宅建築物において同割合が2年続けて60%を下回っていない場合は、この限りではない。

- (3) 認定建築士・工務店としてふさわしくないと認められたとき。
- (4) 申請内容に齟齬等が確認されたとき。
- (5) 認定建築士・工務店から取消の申し出があったとき。

第3章 「しまねの木」活用建築士・工務店ポイント制度 (ポイント申請・認定)

- 第10 ポイントの申請を希望する認定建築士・工務店は、9月30日までにポイント申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、申請書の内容を審査し、ポイント獲得数が別紙2(2)を満たすと判断される場合に、別紙2(3)の特典を実施するものとする。
 - 3 知事は、申請内容等について確認するため、申請者の事務所等に職員を立ち入らせ、調査することができる。
 - 4 知事は、認定建築士・工務店のポイント獲得状況について、整理表(様式第11号)に記載するものとする。

(体制確認)

- 第11 別紙2(2)で定める名称を付与された認定工務店について、知事は、別に定める規程により県産木材を安定的に使用する体制が継続されているか確認するものとする。

(その他)

- 第12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は島根県農林水産部林業課において定める。

附 則

- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年9月24日から施行する。
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別紙1 「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度について

1 「しまねの木」活用建築士

(1) 認定名称	「しまねの木」活用建築士
(2) 認定対象	県産木材を積極的に採用し、設計・監理業務等を行う建築士
(3) 講習内容	島根県の森林・林業をめぐる現状及び県産木材を使用する意義 県産木材の加工技術等に関する情報提供 県内製材工場に関する情報提供 県産木材を使用した木造設計マニュアル 認定制度及び関連する助成事業の概要説明 等
(4) 認定方法	①認定講習会を受講 ②認定申請書（様式第1-1号）及び、宣誓書（様式第2号）を提出

2 「しまねの木」活用工務店

(1) 認定名称	「しまねの木」活用工務店
(2) 認定対象	県産木材を積極的に使用した木造建築物を施工する工務店
(3) 講習内容	島根県の森林・林業をめぐる現状及び県産木材を使用する意義 県産木材の加工技術等に関する情報提供 県内製材工場に関する情報提供 認定制度及び関連する助成事業の概要説明 等
(4) 認定方法	①認定講習会を受講 ②認定申請書（様式第1-2号）及び、グループ申請書（様式第3号）を提出

別紙2 「しまねの木」活用建築士・工務店ポイント制度の概要

<p>(1) 交付方法</p>	<p>前年度の4月から3月までの間に木工事が完了した国内の全ての木造建築物（一戸建て住宅は主要構造部が鉄骨造や鉄筋コンクリート造等のもを含む）のうち、主要構造部が木造であり、かつ、県産木材を標準木材使用量の80%以上使用した木造建築物が1棟以上あれば1ポイント、施工実績全体の50～80%を占める場合は2ポイント、80%以上を占める場合は3ポイント交付。</p>
<p>(2) 対象建築物</p>	<p>木造建築物とは、以下に該当するものをいう。</p> <p>①共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅（新築・増改築）及び非住宅建築物（新築）。 ・主要構造部が鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造の場合、主要構造部が木造の部分について県産木材使用割合を算出するものとする。 ・宗教活動や特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としない建築物。 ・島根県条例第49号「島根県暴力団排除条例」第2条に定義する暴力団事務所以外の建築物。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制対象とならない建築物。 <p>②認定建築士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施主（工務店を含む）と直接設計に関する契約をするか、認定建築士が主となって設計する建築物。 ・一つの建築物に対して複数の認定建築士が設計に携わった場合、そのうちの2名までが対象建築物を実績として申請することができるものとする。 ・複数の建築士事務所による共同設計もしくは共同企業体（JV）による木造建築物について、契約書等に記載された全ての建築士事務所に所属する認定建築士（一つの建築士事務所につき、設計に携わった2名まで）が、対象建築物を実績として申請することができるものとする。 <p>③認定工務店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施主と直接建築に関する契約をするか、施工工務店が施主となって建築し、木材調達権限が施工工務店にある建築物。 ・共同企業体（JV）による木造建築物について、契約書等に記載された全ての認定工務店が、対象建築物を実績として申請することができるものとする。

(3) ポイント 獲得数 と名称	3ポイント以上 「しまねの木」活用ブロンズ建築士・工務店 6ポイント以上 「しまねの木」活用シルバー建築士・工務店 9ポイント以上 「しまねの木」活用ゴールド建築士・工務店
(4) 特典※	認定証を贈呈（ブロンズ建築士・工務店以上） 県HPで紹介（シルバー建築士・工務店以上） 知事から認定証を贈呈（ゴールド建築士・工務店）

※認定証等の様式は適宜定めるものとする。